

# 福山市民病院事業継続計画（BCP）改定支援業務仕様書

## 第1 業務の目的

福山市民病院事業継続計画（BCP）は、2018年（平成30年）3月に作成し、大規模災害発生時における当院の活動指針として整備されている。本事業は、2026年8月に運用開始となる新本館完成に合わせ、現在の福山市民病院事業継続計画（BCP）を改定し、その支援業務をコンサルティング業者に委託するものである。なお、福山市民病院事業継続計画（BCP）改定後、検証を踏まえた訓練を実施することも含む。

## 第2 業務基本要件

本業務は、この仕様書によるほか、次に掲げる関係法令及び諸規程等に基づき実施するものである。

- 1 医療法（昭和23年法律第205号）
- 2 医療法施行令（政令第326号）
- 3 医療法施行規則（厚生省令第50号）
- 4 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

## 第3 病院規模等

- |        |          |                     |
|--------|----------|---------------------|
| 1 病床数  | 506床     | （一般病床 500床 感染症病床6床） |
| 2 診療科  | 29科      |                     |
| 3 職員数  | 約1000人規模 | （常勤・非常勤含む）          |
| 4 指定状況 | 災害拠点病院   | 地域医療支援病院            |

## 第4 支援委託業務内容等

### 1 支援業務範囲

支援委託する内容は次の（1）から（8）までに掲げる内容とする。

- （1）事業継続計画
- （2）事業継続計画（大地震）
- （3）災害対策本部マニュアル
- （4）対応俯瞰表
- （5）災害対応手順書
- （6）アクションカード
- （7）訓練の企画・立案及び訓練の運営
- （8）支援委託業務範囲外の部分についての助言

## 2 プロジェクト計画の作成

本業務の目的を達成するにあたり、また、現状と課題を踏まえた全体スケジュール、作業工程、業務遂行範囲、当院と受注者との役割分担等を具体的に示したプロジェクト計画を作成すること。

## 第5 訓練の実施

- (1) 受託者は、福山市民病院事業継続計画（BCP）改定後、検証を目的とした机上訓練を実施し、その際に出た課題の共有と改善策についての意見交換を行う。
- (2) 受託者が訓練内容を企画・立案し、訓練日の1ヵ月前までに作成し、委託者に提案する。
- (3) 訓練の実施については、受託者が12月末までに実施すること。
- (4) 受託者は、訓練実施の成果品として、シナリオ・ツール類及び訓練報告書を委託者に納入すること。
- (5) 契約終了までの期間は、BCP改定に伴う助言を引き続き行うこと。

## 第6 成果品

以下について、納入期限までに提出すること。なお、正本及び副本とも紙ベース（両面印刷）による提出と合わせて、それぞれ電子データを提出することとする。

電子データは、Microsoft Office2016 で読み込み可能なWord、Excel、Power Pointで作成すること。

成果物	納入期限	備考
(1) プロジェクト計画書	契約締結後 10 日以内	上記第 4-2 に対応
(2) 福山市民病院事業継続計画（BCP） ・事業継続計画 ・事業継続計画（大地震） ・災害対策本部マニュアル ・対応俯瞰表 ・災害対応手順書 ・アクションカード	2026 年 7 月 31 日	上記第 4-1 に対応
(3) 訓練計画書	2026 年 11 月 2 日	上記第 5(2)に対応
(4) 訓練シナリオ・ツール類	2027 年 1 月 29 日	上記第 5(4)に対応
(5) 訓練報告書	2027 年 1 月 29 日	

以上、仕様書に記載されていない事項または疑事が生じた場合は、委託者と受託者間の協議により解決する。

## 5 その他

受託者は、委託者と適宜打合せ、協議を行うとともに疑義が生じた場合は速やかに委託者と協議し、指示を受けるものとする。